

## 7 情報公開と監督について

### (1) NPO 法人の情報公開

#### ①事業年度終了後の報告

NPO 法人は、毎事業年度の初めの3カ月以内に、所轄庁の条例で定めるところにより、下記「閲覧することのできる書類」表に掲げた事業報告書等を作成し、その NPO 法人のすべての事務所に備え置かなければなりません（法 28①）。なお、備え置く期間は、平成 28 年改正法施行日（平成 29 年 4 月 1 日）以後に開始する事業年度に関する書類は、作成の日から5年が経過した日を含む事業年度の末日までとなりますが、平成 29 年 3 月 31 日以前に開始した事業年度に関する書類は、従前のおり翌々事業年度の末日までとなります。

また、役員名簿並びに定款等（定款並びにその認証及び登記に関する書類の写し）をその NPO 法人のすべての事務所に備え置かなければなりません（法 28②）。

これらの書類は、正当な理由がある場合を除いて、その社員及び利害関係人に閲覧させなければなりません（法 28③）。

一方、所轄庁は、NPO 法人から提出を受けた事業報告書等（閲覧をする日から5年以内に提出を受けたものに限ります。）、役員名簿又は定款等について、閲覧又は謄写の請求があったときは、所轄庁の条例で定めるところ（注）により、これを閲覧させ、又は謄写させなければなりません（法 30）。

（注）千葉県では、条例及び規則で、閲覧・謄写場所を千葉県環境生活部県民生活課と定めています（条例 9、規則 9）。

#### ○ 閲覧することのできる書類

書 類 名		NPO 法人 (閲覧)		所轄庁 (閲覧・謄写)	
事業報告書等 (注1)	事業報告書	○	作成日から5年が経過した日を含む事業年度の末日まで	○	過去5年分
	活動計算書	○		○	
	貸借対照表	○		○	
	財産目録	○		○	
	年間役員名簿（前事業年度において役員であった者の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿）	○		○ (注4)	
	社員のうち 10 人以上の者の氏名等を記載した書面	○		○ (注4)	
役員名簿 (注2)		○		○ (注4)	
定 款 等 (注2)	定款	○		○	
	認証書の写し（認証に関する書類の写し） (注3)	○		○	
	登記事項証明書の写し	○		○	

- (注1) 平成29年4月1日以後に開始する事業年度に関する書類から適用になります。平成29年3月31日以前に開始した事業年度に関する書類については、従前通り過去3年間の書類となります。
- (注2) 所轄庁又はNPO法人において役員名簿又は定款等の閲覧等を行う場合には、最新のものが閲覧等の対象となります。
- (注3) 「認証書の写し」には、定款変更の認証時の書類のほか、設立認証時の認証に関する書類の写しも含みます。
- (注4) 所轄庁が閲覧させる役員名簿や社員名簿については、個人の住所・居所に係る記載の部分を除きます。

## ②貸借対照表の公告

NPO法人は、前事業年度の貸借対照表の作成後遅滞なく、次に掲げる方法のうち定款で定める方法により、これを公告しなければなりません（法28の2）。

公 告 方 法	公 告 期 間
官報に掲載する方法	一度掲載
時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法	一度掲載
電子公告 <sup>(注1)</sup>	貸借対照表の作成の日から起算して5年が経過した日を含む事業年度の末日までの間 <sup>(注2)</sup>
不特定多数の者が公告すべき内容である情報を認識することができる状態に置く措置（主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法）	公告の開始後一年を経過する日までの間

(注1) 電磁的方法により不特定多数の者が公告すべき内容である情報の提供を受けることができる状態に置く措置であって、インターネットに接続されたホームページへの掲載等による措置をいいます。

(法規3の2①)

また、電子公告を選択した場合は、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の当該公告の方法として、官報又は日刊新聞紙の方法のいずれかを定めることができます。（法28の2③）

(注2) 公告期間中、公告の中断が生じた場合において、次のいずれにも該当するときは、その公告の中断は、当該電子公告による公告の効力に影響を及ぼしません（法28の2⑤）。

a 公告の中断が生ずることにつきNPO法人が善意でかつ重大な過失がないこと又はNPO法人に正当な事由があること（法28の2⑤一）

b 公告の中断が生じた時間の合計が公告期間の10分の1を超えないこと（法28の2⑤二）

c NPO法人が公告の中断が生じたことを知った後速やかにその旨、公告の中断が生じた時間及び公告の中断の内容を当該電子公告による公告に付して公告したこと（法28の2⑤三）

## (2) NPO法人に対する監督等

### ①報告及び検査

イ 所轄庁は、NPO法人が法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款（以下「法令等」といいます。）に違反する疑いがあると認められる相当な理由があるときは、その業務若しくは財産の状況に関し報告をさせることができます。また必要に応じて、職員が、当該法人の事務所その他施設に立ち入り、その業務、財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検

査することができます（法 41①）。

ロ 立入検査の手續に関する義務は、次のように定められています。

- ・所轄庁は、上記イの検査をさせる場合においては、当該検査をする職員に、法令等に違反する疑いがあると認められる相当な理由を記載した書面を、あらかじめ、当該 NPO 法人の役員等に提示することとされています（法 41②）。
- ・当該検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示することとされており、当該検査の権限は犯罪捜査のために認められたものではありません（法 41③④）。

## ②改善命令

所轄庁は、NPO 法人が設立認証の要件を欠くに至ったと認めるとき、その他法令等に違反し、又はその運営が著しく適性を欠くと認めるときは、当該法人に対し、期限を定めて、その改善のために必要な措置を取るべきことを命ずることができます（法 42）。

## ③設立の認証の取消

イ 所轄庁は、NPO 法人が上記②の改善命令に違反した場合であって、他の方法により監督の目的を達することができないとき、また NPO 法人が3年以上にわたって事業報告書等の提出を行わないときは、当該法人の設立の認証を取り消すことができます（法 43①）。

ロ 所轄庁は、NPO 法人が法令に違反した場合、上記②の改善命令によってはその改善を期待することができないことが明らかであり、かつ、他の方法により監督の目的を達することができないときは、改善命令を経ないでも、当該法人の認証を取り消すことができます（法 43②）。

ハ 設立認証の取消しに係る聴聞手續公開の努力義務等について、次のように定められています（法 43③④）。

- ・認証の取消しに係る聴聞の期日における審理は、当該 NPO 法人から請求があったときは、公開により行うよう努めることとされています。
- ・所轄庁は、上記の請求があった場合、聴聞の期日における審理を公開により行わないとき、当該 NPO 法人に対し、公開により行わない理由を記載した書面を交付しなければならないものとされています。

## ④罰則

法の規定に違反した場合には、以下のイ～ハの罰則が設けられています。

イ 50 万円以下の罰金

以下に該当する者は、50 万円以下の罰金に処せられます。

- ・正当な理由がないのに、上記②改善命令の規定に違反してその命令に係る措置を採らなかった者（法 78）

- ・法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む）の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他従業者が、その法人又は人の業務に関して、上記の違反行為をした場合に、行為者、またその法人等（法 79）

#### ロ 20 万円以下の過料

以下のいずれかに該当する場合には、NPO 法人の理事、監事又は清算人は、20 万円以下の過料に処されます（法 80）。

- ・組合等登記令に違反して、登記を怠ったとき（法 80 一）
- ・法人の成立時の財産目録の作成、備え置きの規定（法 14）に違反して、財産目録を備え置かず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき（法 80 二）
- ・所轄庁への役員変更等の届出（法 23①）、定款変更の届出（法 25）の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき（法 80 三）
- ・事業報告書等（P153 参照）、役員名簿及び定款等（定款並びにその認証及び登記に関する書類の写し）の備え置きの規定（法 28①②）に違反して、これを備え置かず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき（法 80 四）
- ・定款の変更に係る登記事項証明書の届出（法 25⑦）、事業報告書等の提出（法 29）の規定に違反して、これらの書類の提出を怠ったとき（法 80 五）
- ・理事又は清算人が破産手続き開始の申立て及び公告の規定（法 31 の 3②、法 31 の 12①）の規定に違反して、破産手続き開始の申し立てをしなかったとき（法 80 六）
- ・清算人が、法人の債権者に対する債権申出の催告等（法 31 の 10①）及び破産手続き開始の申立てに関する公告（法 31 の 12①）の規定に違反して、公告をせず、又は不正の公告をしたとき（法 80 七）
- ・NPO 法人が所轄庁から合併の認証を受けたときの貸借対照表及び財産目録の作成、備え置きの規定（法 35①）に違反して、書類の作成をせず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき（法 80 八）
- ・NPO 法人が所轄庁から合併の認証を受けたときの債権者に対する公告・催告、債権者の意義に対する弁済等の規定（法 35②、36②）に違反したとき（法 80 九）
- ・法 41 条第 1 項に基づく報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき（法 80 十）

#### ハ 10 万円以下の過料

NPO 法人以外の者が、その名称中に、「特定非営利活動法人」又はこれに紛らわしい文字を用いた場合には、10 万円以下の過料に処せられます（法 81）。